

保険により万が一の瑕疵(欠陥)補修費用を10年間サポート
がっしりとした骨組で安心

建築基準法で定められた壁量安全率 : **1.0** →現場で定めている壁量安全率 : **1.3**

監督とは別に監理者と検査機構によるトリプルチェックを実施しています



基礎工事はとても大事な工事になり基礎がしっかりしてなければどんな高性能な住宅も意味がありません。当社では法令の検査はもちろん工事監督によるチェック、専門係員によるチェックを行っております。





屋根が出来上がり、構造金物や耐力壁・防水等の工事が終わると中間検査になります。法令検査はもちろん、基礎同様専門の係員と工事監督がチェックします。



住宅には耐力壁と呼ばれる地震や風の力に耐える壁が存在します。それに対して金物を用いて緊結します。またそれら壁に対し引き抜き力に抵抗する金物も取り付けております。

まもりすまい保険に守られています。

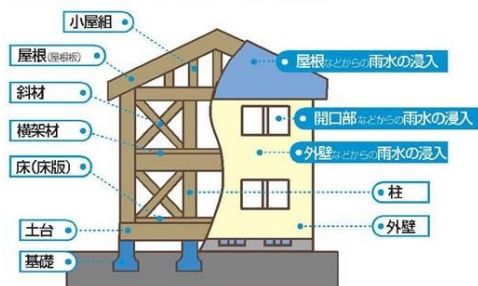
まもりすまい保険とは、住宅保証機構の住宅瑕疵担保責任保険のことで...



安心ポイント 雨漏りや住宅の傾きなどの瑕疵(欠陥)の補修費用を10年間保険がサポート。

新築住宅のお引渡しから10年間、構造耐力上主要な部分と雨水の浸入を防止する部分に瑕疵(欠陥)が発見された場合、住宅事業者は無料で補修します。補修費用等はまもりすまい保険がサポートしています。

保険の対象となる基本構造部分(例)



木造(在来軸組工法)の戸建住宅例

保険期間 10年間(原則お引渡し日から)

支払われる保険金のお支払い限度額 2,000万円

※住宅瑕疵担保履行法で定められた金額です。
※一戸建住宅でオプション契約を選択した場合は変更となることがあります。

お支払いする主な保険金

◎補修費用 ◎調査費用 ◎仮住居・移転費用

安心ポイント 工事中に、専門の検査員(建築士)が現場検査します。



「まもりすまい保険」では、設計施工基準を定めています。また、保険に加入される住宅は、この基準に基づき、工事中に専門の検査員による現場検査が行われます。

安心ポイント 万が一、住宅事業者が倒産した場合には、直接、保険金が支払われます。

保険の対象となる部分に瑕疵(欠陥)が生じた場合に、住宅事業者が倒産していたとしても、住宅取得者の皆さまは住宅保証機構から直接、保険金の支払いを受けられます。

支払われる保険金 対象となる補修費用から免責金額10万円を引いた額
※保険金は通常、住宅事業者に支払われます。

安心ポイント トラブルにも対応しています。

万が一住宅事業者とトラブルになっても専門の紛争処理制度(あっせん、調停、仲裁)が利用できます。

申請手数料 1万円